紋別市建設工事請負契約約款第２５条第５項（単品スライド条項）の運用について

最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、紋別市建設工事請負契約約款第２５条第５項（単品スライド条項）に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の取扱いを定めましたのでお知らせします。

平成２０年８月１５日

紋別市総務部財政課

１　「単品スライド」とは、紋別市建設工事請負契約約款第２５条第５項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当になったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

２　対象となる「主要な工事材料」と対象工事

（１）主要な工事材料

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料

（鋼材類～Ｈ型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼２次製品、ガードレール、スクラップ等。ただし、非鉄金属は含まない。）

（燃料油～軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油）

（２）対象となる工事

各材料ごとに、実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて算出した変動額が各材料ごとに請負金額の１％以上となる材料がある工事

３　スライド条項の適用手続

（１）申請時期

この運用に基づく請負代金額の変更請求は、工期末の２か月前までに行うものとします。ただし、平成２０年８月１５日時点で工期末までの期間が４０日以上２か月未満の工事については、工期末の３０日前までに行うこととします。

（２）証明書類の提出（必須）

実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要があります。

なお、燃料油について全ての証明書類が揃わない場合でも、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認める場合があります。

４　スライド額の計算で用いる単価

対象となる「主要な工事材料」の各材料ごとに、実際の搬入時・購入時における実勢価格を用いて算出した変動額から、請負代金額の１％の金額を減じた金額をスライド額の対象とします。

ただし、実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて変動額を算出します。

５　その他

部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用しません。

ただし、部分払の対象となった出来形部分等については、検査結果確認通知に単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるものは適用します。

詳細については、別紙「紋別市建設工事請負契約約款第２５条第５項の運用に係る取扱い」のとおりです。

紋別市建設工事請負契約約款第２５条第５項の運用に係る取扱い

１　主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の１００分の１に相当する金額を超えるものとする。

変動額(鋼)＝M変更(鋼)－M当初(鋼)

変動額(油)＝M変更(油)－M当初(油)

M当初(鋼)、M当初(油)＝{p1 × D1 ＋ p2 × D2 ＋・・・＋ pm × Dm}× k × 105/100

M変更(鋼)、M変更(油)＝{p'1 × D1 ＋ p'2 × D2 ＋・・・＋ p'm × Dm}× k × 105/100

M当初(鋼)、M当初(油)：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

M変更(鋼)、M変更(油)：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p'：３の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D：４の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

ｋ：落札率

(2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の紋別市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第３７条第３項に規定する通知の書面において、６の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

２　スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、１の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

S＝{M変更(鋼)－M当初(鋼)}＋{M変更(油)－M当初(油)}－P × 1/100

M当初(鋼)、M当初(油)＝{p1 × D1 ＋ p2 × D2 ＋・・・＋ pm × Dm}× k × 105/100

M変更(鋼)、M変更(油)＝{p'1 × D1 ＋ p'2 × D2 ＋・・・＋ p'm × Dm}× k × 105/100

Ｓ：スライド額

M当初(鋼)、M当初(油)：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

M変更(鋼)、M変更(油)：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における各対象資材の単価

p'：３の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D：４の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

ｋ：落札率

Ｐ：１に規定する請負代金額

(2) 請負者（以下「乙」という。）が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM変更(鋼)又はM変更(油)を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の「M変更(鋼)」に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)

の「M変更(油)」に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3)　(2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は次に定めるとおりとする。

ア　５の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が４に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額

イ　５の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が４に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額

ウ　燃料油に該当する各対象材料について、５(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を４の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、３(1)イ(ｲ)の平均価格を乗じて得た金額

(4) スライド額の算定は､主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

３　価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価「p'」は次に定めるとおりとする。

ア　鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

イ　燃料油

(ｱ)　各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

(ｲ)　各対象材料のうち、５(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても４の対象数量とすることとしたものにあっては、(ｱ)の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)ア及びイ(ｱ)に規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、契約約款第１３条第２項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

４　対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア　設計図書に記載された数量があるときは、当該数量

イ　数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者（以下「甲」という。）の設計数量

ウ　その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあっては、６に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

５　搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても４の対象数量とすることができる。

6　部分払時の取扱い
契約約款第３７条第３項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7　部分引渡し
契約約款第３８条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分について、単品スライド条項を適用することができない。

8　請負代金額の変更手続き
(1) 単品スライド条項に基づく請負代金の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が２か月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
(2) (1)に規定する請求があったときは、契約約款第２５条第８項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から４５日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から７日以内に乙に通知するものとする。

9　全体スライドを行う場合の特則
契約約款第２５条第１項から第４項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、１(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（契約約款第２５条第３項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、２(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（契約約款第２５条第３項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から契約約款第２５条第３項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、０とする。）」とする。

１０　その他
(1) この取扱いは、平成２０年８月１５日から施行する。
(2) この取扱いの施行日時点で工期末までの期間が４０日以上２か月未満の工事に係る８(1)の規定については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が２か月以上ある場合」とあるのは「工期末の３０日前まで」とする。